

“マイナンバー”はトラブル続き

マイナンバー（共通番号）制度がスタートしてから約半年が経ちました。「マイナンバースタートから半年を検証する会」でこの間の状況が報告されました。

昨年10月の『通知カード』送付では東京都葛飾区で5000世帯に通知漏れ。個人番号カードの交付作業は今年1月から始まりましたが、皆様の番号・顔写真・個人情報を取り扱う「地方公共団体情報システム機構」（JLIS）のシステムトラブルで①交付が停止してしまう②自治体の処理画面がなかなか展開しない③文字を読み取れず作業ができない④個人番号カード内の電子証明書データに不具合⑤カード内のICチップが使用不能で再発行等のトラブル続出です。鎌ヶ谷市をはじめ各自治体に対し「9:30～12:00と14:00台には情報を送らないで」と言った通知を出す始末。

4/27にトラブルは解消しましたとJLISは公表しましたが、その後から作業遅延のトラブルが続く状況です。高市総務大臣は「マイナンバーカードの交付は市区町村の業務」「JLISも地方共同法人ですので・・・私どもが何か権限を持っているものではございません」（4/28）とまるで他人事。マイナンバー制度は住基ネットが“自治事務”であったのと違って“法定受託事務”（国の仕事）なのに国が責任を取らなくてどうするのか！あまりにも無責任です。

にもかかわらず国はマイナンバーカードの民間利用の拡大にむけ“公的個人認証とICチップを利用したマイキーくん”を宣伝しています。

マイナンバー制度への誤った理解で多くの問題が出始めているので厚生労働省は「社会保障・税の手続書類へのマイナンバーの記載について」文書を出しました。

*事業主は雇用契約を締結する以前（採用面接時）にマイナンバーの提供を求めるることは出来ません

*マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取り扱いや解雇等は労働関係法令に違反または民事上無効となる可能性がありますと注意を喚起しています。「マイナンバーを提供しなくとも社会保障の受益権は消滅しない」と厚労省は回答しています。

新聞社や商工会のアンケート結果も報告されました。マイナンバーカードを当面申請しないと答えた人は67%、情報漏えいに不安が81%、企業にとってメリットない74.6%、都内中小企業で未対応は61%です。この状況からマイナンバ制度の危うさが浮き彫りになってきます。

田島さんと青木さんとの対談の中では大きな社会の流れの中での共通番号（マイナンバー）の位置が語られました。

田島さんは特定秘密保護法・盗聴法・共謀罪といった住民監視の進展と言論へのコントロールそして戦争法制から憲法改正へという大きな流れの中の一つと

主催：5・29集会実行委員会



して共通番号を考えるべきと指摘。

青木さんは「以前の住基番号では反対する空気だったが、今回のマイナンバーでは反対する議員もマスコミも減っている。個人のプライバシーといった基本的人権よりも安全安心にウエイトを置く市民の意識の変化が大きく関わっている」と分析。

「内閣情報調査室が公安・警察の領域を拡大した特定秘密保護法を造っても、治安対策が強化されて盗聴の対象が拡大（窃盗など70～80%の犯罪に対して）されても国会内で議論が起きない。市民サイドの力・抑制力の劣化がある」と厳しく指摘しました。又、ジャーナリストの立場から今のメディアの批判機能・チェック機能の劣化のひどさに對し怒りと嘆きの声をあげました。

マイナンバー制は個人情報への侵害・プライバシー権の侵害・なり済まし犯罪の温床・グローバル企業にヒューマンデーターとして国民のピックデーターを利活用させると言った問題と同時に『国民総背番号制』そのもので国民管理・監視のツールである点をきっちりと批判し抜く必要があると思われました。

共通番号制（マイナンバー制）を廃止させ個人の尊厳を取り戻しましょう！



青木さん

田島さん

Q&A 書かない！番号 持たない！カード

Q

役所への手続きで記入は拒否できますか？

A できます。拒否しても手続きは行われます。

番号法には、マイナンバーの記入を強制したり義務付けたりする規定はありません。

マイナンバーの利用事務の中にはそれぞれの法令で、申告や申請の際の書類にマイナンバーの記載を求めるものがあります。その場合、行政機関等はマイナンバーの記入を「義務」として求めてきます。ただ国税庁も厚生労働省も、マイナンバーの記入がなくても受け付けて手続きをすることを公表しています。記入がなくても、行政機関等は代わりに住民票などを調べて手続きすることが認められています（詳しくは私たちのサイトのQ&Aを参照してください）。

また番号記入の際には必ずマイナンバーが記載された本人確認書類の提示が必要で、その持参がない場合は記入させてはいけないことが、番号法に明記されています。

Q

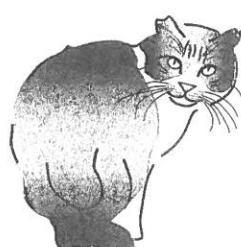
金融機関から番号の記入を求められましたが？

A 記入は拒否できますが、告知義務のある手続きでは、受け付けられない場合があります。

銀行や証券会社などの金融機関も、一部の取引で個人番号関係事務実施者としてマイナンバーの提供を求めることがあります。この場合も、マイナンバーを提供しなくとも手続きは可能です。

ただ投資信託等の特定口座や非課税口座の開設、マル優や財形貯金の利用、国外送金などでは、告知義務の中にマイナンバーの記載が含まれているものがあります。これらは提供しないと利用を断られる可能性がありますが、扱いは金融機関で異なりわかりにくく、トラブルが起きています。

マイナンバーの記載がなくても、従来の本人確認があれば手続きを行うよう、求めていく必要があります。



マイナンバー
なんて
いらない！

共通番号いらないネット より

千葉県議会議員ふじしろ政夫 047-445-9144